



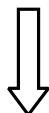
令和 6 年 3 月 18 日

## 所得税の定額減税ってなに？

( 本人 + 扶養親族人数 ) X 30,000円 を

令和6年6月1日以降支払日の 給与・賞与の源泉所得税から控除する制度です。

《月次控除》 令和6年6月1日以降に支払日のある給与・賞与の源泉所得税から、



上記対象額を控除しきれなくなるまで控除します。

《年末調整・確定申告で最終的に精算》

例 : 本人+扶養親族1名=60,000円控除の場合

R6.6.20 給与の源泉所得税 25,000円の場合 → 0円控除に減税、控除未済 35,000円

※給与明細に「定額減税 25,000円」と記載

R6.6.30 賞与の源泉所得税 50,000円の場合 → 残り 35,000円を引いて 15,000円控除に減税

※賞与明細に「定額減税 35,000円」と記載

《対象者》 本人:給与の支払いを受ける者で、R6年6月1日現在在籍者で

R6年の所得が1,805万円以下(原則給与収入2,000万円以下)の者

扶養親族:生計を一にする所得48万円(給与収入103万円)以下の者

### 【扶養親族の注意点】

- ◆ 専従者は対象外
- ◆ 普通の給与では扶養扱いであるが、定額減税では対象外となる者
  - ・ 所得が48万円超95万円未満(給与収入103万円超150万円以下)の配偶者
  - ・ 非居住者
- ◆ 普通の給与では扶養対象外であるが、定額減税では扶養対象となる者
  - ・ 16歳未満で所得48万円以下の扶養親族
  - ・ 納税者本人の所得が900万円を超えるが、配偶者は所得48万円以下である者

所得が少なく源泉所得税・住民税で引き切れない場合…市町村より調整給付の予定

※本通知は概要をお知らせするものです。当事務所に給与計算をご依頼いただいて

いるお客様へは、給与ソフト対応状況を見て後日、個別に対応をご連絡申し上げます。

こちらはR6.3.18時点発表されている情報を基にしており、今後変更される可能性がございます。こちらのお知らせはお客様皆様へ一斉にお送りしております。制度に無関係のお客様におかれましては、不要のお知らせが届きました件、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。



## 《手順》

1. 4-5月頃 : 源泉徴収に係る定額減税のための申告書\*を提出してもらうなどして、

R6.6.1 時点在籍者の定額減税対象扶養親族を確認し、金額を確定

2. 6月支払日の最初の給与又は賞与～ : 月次減額

各給与計算ソフトの対応は今後発表ですが、各人別控除事績簿\*で管理できます。

\*国税庁「定額減税特設サイト」の「様式・記載例」よりダウンロードできます。

3. 年末調整 : 年調減税 月次減額後の異動等を年末調整で精算します。

※年調減税の詳細はR6年10月以降発表予定です。

4. R7年1月～ : 年末調整で控除仕切れなかった場合、源泉徴収票(市町村への給与支払報告書)控除外額として記載して、R7年以降は月次控除は行いません。

Q. 所得制限は? : 所得1,805万円超は対象外だが月次控除は行い、年末調整・確定申告で精算

Q. R6.6.2以降の入社者は? : 月次控除はせず、年末調整で調整

Q. Wワークは? : 主たる事業所(甲欄所得税)で減税し、従たる事業所(乙欄所得税)では行わない。

Q. あとから扶養人数が変わったときは? : 月次控除は当初のままで、年末調整等で精算

Q. 給与と年金を受け取る場合は? : 両方から月次控除され、確定申告で精算

## 《給与所得以外》

◆ 公的年金等 : 年金から定額減税され、確定申告で精算

◆ 事業所得・不動産所得 : 予定納税・確定申告から減税

## 《個人住民税》

(本人 + 扶養親族) × 10,000円 が減税されます。※所得税定額減税対象者のみ  
特別徴収の場合、R6年6月の住民税は徴収されず、R6年7月～R7年5月の住民税から減税されます。普通徴収の場合は第1期から差し引かれ、控除仕切れない場合は第2期以降分から控除されます。税額は市町村が計算します。

こちらはR6.3.18時点発表されている情報を基にしており、今後変更される可能性がございます。こちらのお知らせはお客様皆様へ一斉にお送りしております。制度に無関係のお客様におかれましては、不要のお知らせが届きました件、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。